

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月及び同年 5 月
申立期間を含む昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで失業中であったが、離職後、親に勧められて国民年金に加入したと思うので、未加入期間は無いと記憶している。申立期間が未加入であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年 4 月に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に加入した任意加入者の資格取得日から、同年 8 月 2 日から 4 日までの間に払い出されていることが確認できる上、A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）及びオンライン記録により、申立人は同年 7 月 29 日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は昭和 58 年 9 月以降、A 市から住所変更していない上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索を行ったものの、申立期間において申立人の氏名は確認できず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがわれない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 19 日まで
私は、A社に移った際に、同社事務長から、「社会保険事務所（当時）から、申立期間に係る厚生年金保険料の納付請求がきている。」と言われて話し合った。社会保険事務所のはがきを見せられ、これは納める必要があると感じて納付した。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社で昭和 40 年 4 月 19 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したと記録されているところ、当該資格取得日は、厚生年金保険記号番号払出簿及び被保険者原票、当該事業所が保管している当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書と一致している。

また、現在の事業主は、「申立てどおりの被保険者資格取得に関する届出を行っていない。申立期間に係る厚生年金保険料は納付していない。」と回答している。

さらに、日本年金機構B事務センターでは、「社会保険事務所が申立てどおりのはがきを送付したかについて、確認できる資料が無い。」と回答している。

加えて、申立人は、「昭和 39 年春から 1 年程度、C町内のD学校に行っ
て学んだ。」と述べており、勤務実態の無い申立期間についてA社の厚生年金保険へつなぎ期間として遡^{そきゅう}及加入したという申立内容であり、不自然である。

なお、当該事業所の当時の事業主及び総務担当者は死亡しているほか、

連絡が取れた当時の従業員は、「A社で厚生年金保険の遡^{そきゅう}及加入があったか分からない。」と供述しており、申立ての事実を確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
A社について脱退手当金はもらっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 B社保」の表示が押印されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年7月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

また、申立人は、「昭和39年春から1年程度、C町内のD学校に行って学んだ。A社を退職後、すぐの再就職は考えていなかった。」と述べている上、A社を退職後、約1年間、公的年金に加入していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいふことができない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月ころから同年11月ころまで
② 昭和31年2月ころから同年11月ころまで
③ 昭和32年2月ころから同年9月ころまで
④ 昭和32年10月ころから同年11月ころまで
⑤ 昭和33年2月ころから同年11月ころまで
⑥ 昭和34年2月ころから同年11月ころまで

昭和30年から34年までの毎年2月ころから11月ころまでA社で働いていた。乗船したのはB丸だと思うが、申立期間ごとではよく分からなくなっている。サケ漁のあとはサンマ漁、イカ漁、冬場はタラ漁とカニ漁に出ていた。申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳を所持しておらず、すべての申立期間について、乗船した船舶名を確認することができない上、申立人の乗船期間及び船舶名の記憶も曖昧である。

また、A社は既に廃業し、事業主も死亡していることから、申立人の船員保険の加入状況について確認することはできないものの、申立期間当時に船員保険関係事務をしていた者に照会したところ、「申立人の名前に記憶は無い。船は10隻程度所有していたと思うが、そのうち20トン未満の船については、船員保険には加入していなかった。」と述べている上、同僚の一人は、「申立人と一緒に船に乗ったことはあるが、乗船期間の具体的な記憶は無い。私のA社での船員保険期間はなかった。」と供述していることから、当該事業所では、所有するすべての船舶の操業について船員保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が名前を挙げた船長、甲板長は、船員保険の加入記録が確認できない上、申立期間において、船員保険の加入記録が確認できる他の船長6人のうち5人は死亡又は所在不明であり、連絡の取れた一人は、「申立人の名前に記憶は無い。」と述べている。

加えて、当該事業所の船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月から同年 8 月まで
② 昭和 35 年 7 月から 36 年 3 月まで
③ 昭和 37 年 6 月から同年 11 月まで

申立期間に係る厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入記録が確認できない旨回答を受けた。申立期間①のA社（現在は、B社）については、学校を卒業後に就職してCの製造をしていた。申立期間②のD社については、月曜日から金曜日まではEなどで、土曜日と日曜日は5から6名のグループで各現場のF業務の仕事をしていた。申立期間③のG社（現在は、H社）では、I製造部門の仕事をしていた。

各申立期間について、調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所に勤務していた元同僚及び元経理担当者は、「当時は、入社後間もなく退職する従業員が多くいたことから、入社と同時に厚生年金保険にすべての従業員を加入させるという取扱いをしていなかった。」と証言している。

また、現在のB社は、申立てに係る厚生年金保険の加入等の照会について、「正従業員名簿を見ると、申立人の名前が無いことから厚生年金保険の被保険者ではない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認し

たが、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人の具体的な記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和53年8月1日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっている上、所在地を管轄する法務局が保管する索引簿では56年11月に合併解散の記載があるところ、合併後の事業主は、「当時の関連資料が無く分からない。」としており、関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、申立人が名前を挙げた元同僚は、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無く、連絡先不明なため供述を得ることができない上、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員は死亡又は連絡先不明なため、申立人の申立期間における、勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、当該事業所に係る上記被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人の具体的な記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がG社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の元同僚二人は、「当時は、正従業員のほかに臨時従業員もおり、正従業員は入社と同時に厚生年金保険に加入していたが、臨時従業員についての取扱いは分からない。」と証言している。

また、現在のH社に厚生年金保険の加入等について照会したところ、事業主は、「会社が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険資格取得届及び資格喪失届の控えを確認したが、申立人の氏名を確認することはできなかった。また、申立人の在籍記録については、従業員の退職記録、名簿でも確認することができなかった。なお、臨時従業員に関する名簿や人事記録は保管していない。」と回答していることから、当時、正従業員と臨時従業員の区分があり、厚生年金保険への加入の取扱いが異なっていたものと推認される。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 29 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

年金受給のため、自分の年金記録を調べた。その際、厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給になっていることを知った。脱退手当金支給日は結婚式の2日後であり、その日は、新婚旅行中である。脱退手当金についてA社から説明はなく、脱退手当金をもらっていない。また、退職の際、脱退手当金の申請書等へ署名、捺印もしていない。脱退手当金支給期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和43年11月19日に支給決定されている上、当該事業所の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、同年9月下旬に、別の同記号番号で管理されていたB社の同記号番号との重複取消が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社において、申立人の前後に厚生年金保険被保険者となっている女性被保険者67人のうち、申立人と同時期の昭和42年から43年までに被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある元同僚は5人おり、その全員が資格喪失後の約2か月以内に支給決定され、そのうちの3人は、「脱退手当金を受給した。」と供述し、さらにそのうちの2人は、「A社で脱退手当金の請求を代行してもらった。」と供述していることから、申立人

についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。